

令和6年度 滋賀地方最低賃金審議会
 第1回滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会
 議事録

開催日時	令和6年9月25日(水) 9時20分～11時22分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 出席3人 (定数3人) 労働者代表委員 出席3人 (定数3人) 使用者代表委員 出席3人 (定数3人) 事務局 4人
出席者	公益代表委員 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員 川口剛史 西田保夫 水野 透 事務局 中井労働基準部長、足立賃金室長、 平沢労働基準監督官、山下労働基準監督官
主要議題	・滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、「令和6年度第1回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告いたします。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名全員のご出席をいただいています。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上が出席していますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただき、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項」の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

また、合同専門部会で本専門部会の部会長を平井委員に、部会長代理を片山委員に就任していただくことが決定しています。

それでは、これからの進行を、平井部会長にお願いいたします。

○部会長

みなさま、おはようございます。

本部会の議事進行を務めます部会長の平井です。よろしくお願いたします。

それでは初めに、本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（平沢監督官）

それでは、本日の資料につきまして説明させていただきます。

1 ページ資料 No. 1、こちらは大津財務事務所が公表しました「法人企業景気予測調査」で7月～9月期見込の滋賀県下の調査結果をまとめたものとなっております。企業の景況について、全産業の現状判断は「下降」超、先行きは「上昇」超となっております。

9 ページ資料 No. 2、こちらは滋賀県鉱工業指数（令和6年7月速報）で、合同専門部会でお配りしたものの最新データです。生産指数・出荷指数は3か月ぶりの上昇、在庫指数は3か月連続の低下となっております。

本日の資料につきましては、以上でございます。

○部会長

ただ今の説明について、質問等ございますでしょうか。

〔質問等なし〕

○部会長

特になければ、議題の「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

この専門部会は、今日を含めて3回、開催が予定されています。

特定（産業別）最低賃金は、「労使のイニシアティブにより設定されるもの」との原則に基づき、今年度の審議につきましても、合意形成に向けて、委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日の専門部会は、最低賃金改正の実質的な審議を行う最初の会議のため、労・使双方から基本的なお考えやご意見などをお伺いして、その後、個別協議に入り、金額の提示をお願いしたいと思います。

それでは、まず、労働者側から基本的な考え、ご意見をお願いいたします。

○庄野委員

労働者側の基本的な考えを述べさせていただきます。

従前からの基本的な考え方に加えまして、今回、価格転嫁ということがテーマの一つになるかと思えます。企業の中には、なかなか価格転嫁が進まないという現状があり、それによって賃上げができないという事業所がある中で、価格転嫁により利益を確保し、それを賃金に回す、これがデフレスパイラルから抜け出し、インフレに対応する社会的な流れではないかと思っておりますので、今回の審議もそのような考えで進めていきたいと思っております。

○榎並委員

今年の春闘は、急激な物価上昇局面で厳しい環境の中で交渉が行われましたが、企業としても賃金を上げていかなければならないという認識が、社会的な要請になってきていると考えております。

また、労働組合として、労働組合に属さない非正規労働者との格差を生じさせないためにも最低賃金として保障をしていくべきという考え方がありますので、今回、地賃に埋没している産業別最賃が基幹的労働者の最低賃金として役割を果たせるよう審議に臨みたいと考えております。

○部会長

それでは、使用者側から基本的な考えやご意見をお伺いいたします。

○西田委員

使用者側の特定産業別最低賃金に向けた、基本的な考え方を述べさせていただきます。

例年、申し上げているところですが、地賃の引き上げ額は、令和6年度1,017円と過去最高額の50円引上げ、率にして5.17%と使用者側としては不本意ではありますが決定いたしました。3%以上の引き上げを始めた平成28年から令和2年度はコロナ禍の影響で+2円となりましたが、令和6年までの9年間で累計253円と大幅な引き上げとなっております。平成27年比で見ると33.1%の大幅な引き上げとなり、実に3割強の引き上げになりました。その結果、現時点では特定最賃は全業種ともに埋没しているという実態であります。

一方、各産業を見ると多くの企業は特定の産業だけに特化した仕事だけではなく、自動車や精密電機、窯業土石、一般機械においても、それぞれが複合した仕事に携わり、今、産業別といたたくくりで議論することが正しいのかということも私どもとしては考えているところです。

地賃が大きく引き上げられている状況の中、現在の「特定産業別最低賃金」に対しても一定の役割を終える時期が近付いているのではないかと感じているところです。

特定産業別最賃は、地賃の目安に引っ張られることなく従来の考え方を踏襲し真摯に労使で議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○部会長

ありがとうございました。

ただ今、労使双方から基本的な考え方が表明されました。

これらに関して、そのほかにご意見等はございますでしょうか。

〔意見なし〕

ないようでしたら、これから具体的な金額審議に入りたいと思いますが、例年どおり専門部会を休会として、労働者側・使用者側と個別に公益側と協議を進めるという形で、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

それでは、今年度もそのように進めてまいります。

では、例年どおり労働者側から先に協議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○労働者側委員

〔はい〕の声。

○部会長

それでは、各々で協議していただき、まず、労働者側と公益で個別協議し、次に使用者側と公益で個別協議を行います。

労働者側は、検討の時間にどのくらい必要ですか。

○労働者側委員

20分いただきたいと思います。

○部会長

では、9時50分から開始ということで、労働者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明をしてください。

○事務局（足立室長）

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋を、4Fのテレビ会議室と5Fの労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は4Fのテレビ会議室を、使用者側委員は5Fの労働基準部長室をご使用願います。なお、公益側との個別協議は、この会議室を使用いたします。

平沢監督官が労働者代表委員を、山下監督官が使用者代表委員をご案内します。

○部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室へご移動願います。

【専門部会休会】

[労使各側に分かれての個別協議]

【専門部会再開】

○部会長

それでは、専門部会を再開したいと思います。

本日の使用者側と労働者側の個別協議について若干ご意見をまとめますと、労働者側は、滋賀県の一般機械器具製造業の業況は好調であり、春闘でも高い賃上げ結果となっている。また、滋賀県全体の景気動向も好調である。

そのような中であって労働組合に所属していない労働者にも賃金上昇を及ぼしていくことが社会的にも求められている。

これらの状況から一般機械最低賃金の大幅な引上げを主張され、今日の段階では、今年の春闘での県内企業の引き上げ額程度引き上げる提案となっています。

一方、使用者側としましては、滋賀県の景況動向調査をみても令和6年第一四半期の業況DIはマイナス幅が上昇しており、必ずしも楽観視できない状況となっている。また、一般機械器具製造業全体の生産指数等をみると高い数値とみることができ、はん用機械、業務用機械での業況は芳しくなく、これら業種を含む一般機械最賃を上げすぎてしまうとこれら業種の中小企業に対する経営圧迫の影響が大きい。また、建設機械の仕事量が減少していることも懸念材料である。

このような状況から大幅な引上げは難しいとの主張で、今日の段階では、賃金改定状況調査第4表の引上率程度の引上げとする提案でありました。

以上から本日のところは、合意には至りませんでした。

次回の第2回専門部会においては、労・使双方がさらに歩み寄っていただき、全会一致による金額決定を目指して、労使ともにご協力をいただくようお願いいたします。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしく願いいたします。

その他、各委員から何かありましたらお願いいたします。

〔意見なし〕

よろしいでしょうか。

最後に事務局から何かありますか。

○事務局（足立室長）

次回の第2回専門部会は、10月9日（水）午前9時30分から、この場所で開催します。委員の皆様、ご出席、よろしく願いいたします。

○部会長

それでは、第1回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会は、これで終了いたします。

お疲れ様でした。